

令和２年度 第６回山梨地方最低賃金審議会 議事録

１ 日 時：令和２年１１月１６日（月） 午前１０時３０分～午前１０時５２分

２ 場 所：ＫＫＲ甲府ニュー芙蓉

３ 出席者：公益代表：伊藤委員、岡松委員、反田委員、鷹野委員

労働者代表：大森委員、佐々木委員、白倉委員、杉原委員、田草川委員

使用者代表：一之瀬委員、川島委員、坂本委員、長谷川委員、前嶋委員

事務局：藤本労働局長、田村労働基準部長、

太田良賃金室長、小林賃金指導官

４ 議 事

（１）山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告

（２）山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告

（３）山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

（４）山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

（５）その他

５ 審議会内容

（賃金指導官）

ただいまから、令和２年度第６回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益側、石垣委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の３分の２以上で、かつ、各側３分の１以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項の規定により、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、反田会長以後の議事進行をお願いいたします。

（反田会長）

それでは、まず、議事に入る前に、事務局から資料説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは、資料につきまして、１点説明させていただきます。

お手元に配布しております審議資料の１ページと３ページを御覧ください。

これは、電気と輸送用機械関係の特定最低賃金に係る全国の結審の状況を、ランク別に取りまとめた一覧表となります。

御参考にさせていただきたいと思います。

なお、３ページの輸送用機械につきましては、山梨と同様に自動車の業種のみについて特定最低賃金が定められている県につきましては、一番左側の欄に「自動車」の「自」と記入し、その列をブルーに色付けしてあります。

その他の県につきましては、輸送用機械と言いましても、建設機械や船舶や自転車が入っていたり、逆に自動車が入っていなかったりする場合もございますので、御留意いただきたいと思います。

私からの説明は以上です。

（反田会長）

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

（各側委員）

（質問等なし。）

【議事１：山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告】

（反田会長）

それでは、早速議事に入ります。

最初に、議事１の「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告」につきまして、鷹野委員から報告をお願いします。

（鷹野会長代理）

８月２０日の本審におきまして諮問を受けました、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金につきましては、１０月６日に開催されました第１回目の専門部会におきまして、私が部会長に選出されましたので、私から報告いたします。

同最低賃金の改正につきましては、慎重に検討した結果、お手元に配布されております専門部会の報告のとおりとなりましたので、事務局による報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

（賃金室長）

それでは朗読させていただきます。

令和２年１０月２０日

山梨地方最低賃金審議会、会長反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 部会長 鷹野正則

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和２年８月２０日、山梨地方最低賃金審議会において付託され

た山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記 敬称は省略させていただきます。

公益代表委員、伊藤一帆、岡松恵、鷹野正則

労働者代表委員、雨宮健男、杉原孝一、西海豊

使用者代表委員、金井徹、川島英一、内藤健一

次のページは、別紙になります。

別紙

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）１８歳未満又は６５歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

１時間、９１９円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

次のページは、専門部会の審議経過の概要でございます。

令和２年１０月６日に、第１回目として電気関係の専門部会との合同の専門部会を開催いたしました。

10月13日に第2回目を、10月20日に第3回目の専門部会を開催いたしました。労働者側委員全員反対で結審となりました。

その下は、本審でございますが、令和2年8月20日に開催しております。
以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。
よろしいでしょうか。
それでは、この専門部会報告を了承することといたします。

【議事2：山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告】

(反田会長)

続きまして、議事の2「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告」について、鷹野委員から報告をお願いします。

(鷹野会長代理)

8月20日の本審におきまして諮問を受けました、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましても、10月6日に開催されました第1回目の専門部会におきまして、私が部会長に選出されましたので、先ほどの自動車と同様に、私から報告いたします。

同最低賃金の改正につきましては、慎重に検討した結果、お手元に配布されております専門部会の報告のとおりとなりましたので、先ほどの自動車の時と同様に、事務局による報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

令和2年11月10日、山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長鷹野正則

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月20日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員、石垣千秋、伊藤一帆、鷹野正則

労働者代表委員、大森竜、小林賢、三輪茂樹

使用者代表委員、一之瀬滋輝、菊地明久、佐藤元章

敬称は省略させていただきました。

次のページは、別紙になります。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金

- 1 適用する地域、山梨県の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （１）１８歳未満又は６５歳以上の者
 - （２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
 - （３）次に掲げる業務に主として従事する者
- イ 清掃又は片付けの業務
- ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務
- ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、１時間、９１４円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日、法定どおり。

次のページは、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第１回を１０月６日に開催いたしました。

第２回目を１０月１５日に、第３回目を１０月１９日に、第４回目を１１月１０日に開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、労働者側委員全員反対で結審となりました。

その下は、本審でございますが、令和２年８月２０日に開催しております。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この専門部会報告を了承することといたします。

【議事３：山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）】

(反田会長)

続きまして、次の議事に入ります。

先ほどの専門部会報告に基づきまして、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正に関する審議会の答申について、お諮りいたします。

事務局に答申の案を作成していただきましたので、それを配布しまして、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

既にお手元に配布しております答申案を御覧ください。

(案) 令和２年１１月１６日、山梨労働局長藤本達夫殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和２年８月２０日付け山梨労発基０８２０第２号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

次のページは、別紙となりますが、内容は、先ほど御確認いただきました専門部会報告の別紙と同じですので、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

それでは、この答申案について採決を致します。

慣例によりまして、反対から採決を採ります。

答申案に反対の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございます。

労働者側 5 名ですね。

次に答申案に賛成の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございます。

使用者側委員全員と公益 3 名です。

以上のとおり、反対 5 名、賛成 8 名ということで、全会一致とはなりませんでした。が、出席委員の過半数の賛成により、この答申案どおりと決定させていただきました。

【議事 4：山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）】

(反田会長)

続きまして、次の議事に移ります。

先ほどの専門部会報告に基づきまして、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する審議会の答申について、お諮りします。

事務局に答申の案を作成していただきましたので、それを見ていただきまして、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

お手元に配布しております答申案を御覧ください。

(案) 令和 2 年 1 1 月 1 6 日、山梨労働局長藤本達夫殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 2 年 8 月 2 0 日付け山梨労発基 0 8 2 0 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

次のページは、別紙となりますが、内容は、先ほど御確認いただきました専門部会報告の別紙と同じですので、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。
よろしいでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

それでは、この答申案について採決を致します。

慣例によりまして、反対から採決を採ります。

答申案に反対の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございます。

労働側 5 名ですね。

それでは次に、賛成の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございます。

使用者側委員 5 名と公益委員 3 名です。

以上のとおり、反対 5 名、賛成 8 名ということで、全会一致とはなりませんでした。が、出席委員の過半数の賛成により、この答申案どおりと決定させていただきました。

それでは、ただ今採決されました、電気と自動車それぞれの特定最低賃金の改正につきまして、答申を行います。

(反田会長から局長へ答申文を手交)

(反田会長)

では、ここで労働局長からごあいさつをいただきます。
よろしくお願いいたします。

(労働局長)

ただいま反田会長から、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金のそれぞれ改正につきまして、御答申をいただきました。

本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、電気、自動車それぞれの業界におきましても、回復の兆しは見られるものの、依然厳しい状況が続いている中での御審議となり、委員の皆様には大変な御苦勞をお掛けしたことと存じます。

御審議いただいた結果につきましては、残念ながら、全会一致とはなりませんでした。が、今後は、いただきました本答申を尊重いたしまして、速やかに所定の手続

きを行い、改正された特定最低賃金の周知徹底及び履行確保にしっかり取り組んでいく所存でございます。

本日の答申に至るまでの各委員の真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げます。答申に対するお礼の言葉に替えさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

（反田会長）

次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

ただいま、電気及び自動車の特定最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、今後の手続きについて説明いたします。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定により、本日中に、これらの答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。

また、最低賃金法第11条第2項に、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされていますので、この異議申出の締め切りは12月1日火曜日となります。

異議申出がなされなかった場合は、労働局長が答申に沿って、特定最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

官報公示の手続には少し時間がかかります関係上、最短で、12月15日の火曜日に官報公示予定となっております。

そして、その30日後の令和3年1月14日木曜日に改正されました特定最低賃金がそれぞれ発効の予定となっております。

なお、関係労使より異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、別途日程調整のうえ本審を開催させていただき、異議申出の内容につきまして審議を行っていただくこととなります。

なお、異議の申出の有無等につきまして、いずれにいたしましても、委員の皆様は別途御連絡させていただきます。

以上でございます。

（反田会長）

ただいまの説明につきまして、御質問等はございますか。

（各側委員）

（質問等なし。）

【議事４：その他】

（反田会長）

それでは、次の議題の「その他」ですが何かございますか。

（各側委員）

特になし。

（反田会長）

事務局から何かありますか。

（賃金室長）

本日、答申をいただきまして特定最低賃金の改正につきまして、プレス発表を行う予定としております。

明日の新聞に掲載されるかどうかはわかりませんが、御承知おきいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

（反田会長）

それでは、以上をもちまして、第６回の山梨地方最低賃金審議会を終了したいと思います。

なお、本日の議事録の署名は、白倉委員と一之瀬委員にお願いします。

本日は、お疲れさまでした。

署 名 欄

公益委員

労働者委員

使用者委員
